

機材レンタル会員規約

クレジットカード支払い契約者様用

この規約は、株式会社協和産業(以下、甲という)が機材レンタルにおける会員(以下、乙という)の定義と、会員が当サービスを利用する際に適用される規則を定めるものです。

第1条(使用目的)

乙は機材を撮影等の目的にのみ使用し、他の目的に使用しない。

第2条(本契約の期間)

本契約は1年間とする。但し、期間満了時まで、乙から契約終了を表明するものとし、その表明がない場合は、自動的に同一内容を持って向こう一年延長する。(以降もこの例による)

第3条(賃料)

乙は甲に対して来店引き取り時まで、甲が指定したオンライン上でクレジットカード決済で支払う。発送の場合は、発送前までに甲が指定したオンライン上でクレジットカード決済をとり行う事とする。

第4条(使用上の注意義務)

乙は、賃貸借物件を(付属物件を含む以下物件という)責任を持って取り扱うと共に万全に保管するように図らなければならない。国外へ持ち出ししない事。

第5条(時間規定)

乙は、甲の定める時間内に賃貸借物件の引取り・返却を行うこと。

第6条(禁止行為)

乙は下記の行為をしてはならない。
1: 賃借権を第三者に譲渡し又は担保に供すること。
2: 物件を第三者に転貸し又は使用させること。
3: 甲又は物件に損害を与える行為。

第7条(修理)

乙は修理を要する箇所を発見した場合は直ちにこれを通知する。
甲はその費用を負担して修理を実施する。但し、乙の故意又は過失を原因とする修理は乙がその費用を負担する。

第8条(免責)

甲は下記の損害について責任を負わない。
1: 乙が甲の物件を使用中に発生したトラブル等による損害。
2: 乙の予約物件を甲の事情により貸出しできなくなった場合。

第9条(引取り・返却)

物件の引取りは乙が行うこととする。来店引取りの場合は公的身分証明証(有効期限内の自動車運転免許証又はパスポート)を必ず提出すること。
無い場合はいかなる理由があろうとも貸出ししないこと。
発送にて引取りの場合は甲が事前に発送先を確認し、乙はその発送先にて機材の受取を行うこととする。

第10条(届出事項)

乙に下記の事項が生じたときは、直ちに甲にその旨を書面で届け出る。
1: 住所・電話番号の変更をしたとき。
2: 組織変更または合併したとき。
3: 担当者が離職したとき。
4: その他甲が特に指定する事項。

第11条(規定外事項)

本契約に定めない事項及び契約事項の解釈の疑義については、甲乙誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第12条(キャンセル)

キャンセルはレンタル引取り前日までに連絡すること。
当日キャンセルした場合は、全機材1日使用金額の全額を請求することとする。

第14条(機材の故障・損傷及び盗難・紛失等)

乙は甲より借り受けた機材を使用前に充分点検し、故障の有無を改めて確認する。事前点検の上、故障・不具合があった場合速やかに甲に連絡する。
乙の過失により賃貸物件を損傷させた場合、乙は速やかに甲に連絡し状況(日時、場所、原因)を報告することとする。その後、甲は修理の手配をするが動産保険適用のカメラに限り、乙に対する請求は1物件につき上限1万円までとする。その他、消耗品、オプション類等動産保険適用外の故障に関しては全額乙の負担とする。また、貸出期間中の盗難・紛失等の場合、全額乙の負担とする。
なお、機材の貸出後の自然故障については甲、乙共にそれに付随する責任義務はないものとする。

株式会社協和産業の上記の会員規約に同意し遵守される方は下記にご記入お願い致します。

ご契約者様 住所

電話番号

携帯番号

氏名

印

法人様 会社名

電話番号

携帯番号

代表者氏名

実印

令和 年 月 日

クレジットカード支払い用会員登録シート

ご契約者氏名 (ご担当者)		印
住所		
電話番号		
携帯電話番号		
FAX		
メールアドレス		

会社名 代表者名		印
住所		
電話番号		
ホームページ URL		

ご契約者様 顔写真付身分証書
(ご担当者様)

添付